

一般社団法人日本データベース学会学会連携委員会規程

2023年 1月 1日制定

(目的)

第1条 一般社団法人日本データベース学会（以下、本学会という）学会連携委員会（以下、本委員会という）は、本学会と一般社団法人情報処理学会、一般社団法人電子情報通信学会をはじめとする各種学会との連携を持って、本学会の会員に寄与することを目的とする。

(組織・構成)

第2条 本委員会の構成は次の通りとし、委員長、副委員長の任期は、副会長、理事の任期の範囲とする。

委員長：学会連携担当副会長

副委員長：委員長が必要と認めた理事

委員：委員長が必要と認めた理事または学会会員

(職務)

第3条 委員長は必要に応じて委員会を開催し、審議内容、企画案等を理事会に報告、上申する。

(経費)

第4条 本委員会の経費は、本学会の経費として計上する。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

1. 本規程は、2023年1月1日から施行する。

以上